

特 245
157



0039326-000

特 245 - 157

司法保護委員制度の運営

司法保護協会

昭和 16

AGI

特 245

157

司法保護委員叢書第三輯

司法保護委員制度の運営

財團法人 司法保護協會

時245
157

目次

はしがき……………1。緒言……………2。保護従事者の態度……………3。保護従事者と身業説法……………8。司法保護の目標……………12。保護の準備……………16。家族保護……………18。在所者への保護……………19。解放時の保護……………21。解放後の輔導方法……………23。対象者訪問の心構……………24。人格の陶冶……………26。生活の安定……………28。被保護者の聲……………29。結語……………31。

はしがき

これは今夏その筋の命に依り、長崎、佐賀、福岡、大分、群馬、山形、神奈川の司法保護委員講習會に出席して、「司法保護委員制度の運営に就て」意見を述べた其要綱を記述したものである。現時の保護事業は頓みに一大躍進をして、対象者も大體に於て起訴猶豫者、執行猶豫者、刑務所釋放者等に分類され、又その性質からも一般、思想、少年と種別される。故に対象者が異なるに従ひ保護指導の方法が、それ／＼區別せられねばならぬことは無論である。又一般、思想、少年についてもそれぞれ其方法と心構が變らねばならぬのである。此の講述は主として一般犯罪者の刑務所釋放者を重點に置き、また保護輔導に付ても其中様をなすべき保護輔導の諸相と實體に就ては更に稿を改めることとして主として「如何にして保護に着手すべき乎」と云ふ方法論を述べたのである。またこれに就ても學者や経験家の觀點からは色々御意見があるかも知れぬ、たゞ私の念願する處は初めて斯道に従事される保護委員への手引といふほどのところであつて、これが幾分なりとその役を果しうるならば誠に望外の幸である、乞ふ諒せられよ。

昭和十五年十一月聖紀奉祝の日

筆者 識



司法保護委員制度の運営

司法省囑託

藤井 惠照

緒言

今や重大時局下に於て、銃後に於ける治安を確保し、長期戦下に於ける揺ぎなき舉國一致の體制を整ふべく司法保護事業の緊要性がいよ／＼確認せらるゝこととなつた。特に昭和十三年九月から司法保護委員制が實施され、全國二萬餘の保護委員の任命によつて、津々浦々に保護網が布かれ、刑餘者をして各々其處を得せしめ、人的資源の増強にも寄與すべき重大使命が課せられることになつた次第である。

然し法は死物で、之を活用するのは人にある。保護従事者は須らく自らの尊き使命をよく體認し、

所期の成果を収めて、以て保護報國の誠を抽んでられたいものである。

私は、刑務所と保護觀察所に職を奉ずること三十七年間であつた。そしてその間に於て私が得た信念は行刑と保護とは車の兩輪鳥の兩翼である。行刑は保護を俟つて始めて其成果を収め得べく、保護は彼の刑罰拘留の成立と同時に始まるべきであると云ふことであつた。私は微力ながらこの建前と信念を以て聊か道の爲めに捧げて來たのである。かゝる經驗と信念の觀點から保護委員制度の運営に就て聊か愚見を披瀝する次第である。

保護従事者の態度

先づ保護に従事する者が對象者に接する場合に心すべきことは、優越感を抱かぬといふことであらう。かりそめにも差別的言辭を弄したり、又侮蔑的な素振りをすることは絶対禁物である。私は今夏佐賀の恆産會といふ保護團體の主事澤近君と語り合つたが、君曰く私は此の仕事には全くの無經驗です、然し私は從來縣廳方面で融和事業に約十年間關係して居ました。處で其の融和事業に對する心構を其儘此事業に應用して見ますと、全く割符を合した様ですと、會心の笑みをたゞえられ

た。成程融和事業の眞髓も差別感を離れて彼我一體に融け合ふ處によく其目的を達し得られるのであるから、兩者のゴツは全く同様だと思つたことである。

私が關係して居る帝國更新會では思想事犯者を保護する爲めに、思想部を特設した。此處では朝鮮出身の思想事犯者も従來約二百五十名餘り取扱つたが、眞に内鮮一體になつて、洵に好成績を収めて來たのである。それには色々原因もあるが、其の最も大きな一つは鮮人部と云ふ様な組織を持たなかつたことだと思ふ、即ち内地人も朝鮮人も何等の區別なしに一律一體に取扱つて來たと云ふことである。若し鮮人部と云ふ様な組織を作ると、或は事務的にはある便宜があつたか知れないが、其處に入會して來るものが内地人と朝鮮人と差別して取扱はれると云ふ處に、直ぐに或る僻見が出来、其處に自然と保護者と被保護者との間に溝が出来て豫期の成果は收められなかつたらうと思ふ。

尙此の優越感とか差別感とか云ふことは、單に我々事業家の心構と云ふよりも、今一つお互に道義的に宗教的に深く掘り下げて考へてみる事が大切だと思ふ。成程或る觀點から云へば或は我は良

民であり、彼れは刑餘者であるとも言ひ得るであらふ。然し一ト皮脱けば我れも彼れも其處に何等選ぶ處はないのである。聖徳太子の十七憲法に「我れ必ずしも聖に非ず、彼れ必ずしも愚に非ず共に是れ凡夫のみ」と仰せられた事は誠に味ふべき聖訓であつて我々が徒らに高上りをして人を裁く事は誠に恐ろしい事と云はねばならぬ。

かつて私は九條武子さんを栃木刑務所へ御案内申上げたことがある。栃木刑務所は關東に於ける女性のみを收容する刑務所であるが、監房や工場を視察されて後、教誨室で收容者に一場の御法話を願つた、アノ氣高い御容姿で銀鈴を振る様な御聲でものをはらかに御佛の御慈悲の尊さを讃仰されたときには居並ぶもの皆深い感銘に打たれて誰れ一人頭を上げるものはなかつた。傍に居た役人の人々もまた深い感激に充たされたやうに見受けられた。處が九條さんはその暮れから病床につかれ翌年二月に逝かれたのである。豫て御親交の厚かつた梅原眞隆先生が個人雜誌「道」にわすれがたみ（九條様をおもう）と題して色々九條さんのお手紙を紹介されたがその一節に、

おとゝひ、女囚の居る栃木の刑務所にゆくことになつて、たづねましたが、はじめて罪の人に遇つたり、ひとやのなかに入つたり、いろくなものを見せてもらひましたが、自分だつておそる

しい動機で運命といふか、どうにもしかたのない業因の前には、いつどんな罪をつくるかもしれないと思つたら、とてもくその人達の前に道理らしく話すことが怖しいやうな気がして胸が一杯になりました、生きてるかぎり、生きてる者が生きてるものへ裁を與へるといふことは、完全がどこまで保證できるでせうか。話すものもきくものも、かたわらのお役人もみんな涙をためて、ほんとに、もうあゝしたところへゆくのは怖しいとおもひます。

とある。貴族の人々や、人から尊敬される様な立場に居る人々は、やゝもすると自分許りが覺めて多くの人は迷ふて居るのだ、自分は善人だが、人は悪人だなど、高慢痴氣に囚はれ易いものであるが、九條さんは赫衣を纏ふ囚人の前に立たれても深く自己を見詰めていよ／＼謙虚な態度を持しられて居る處に、世人から観音さんの再來の様に敬慕のまとならされたゆえんがあると思ふ。

今一つ大切な心構えは徒らに相手方を侮蔑せぬと云ふ許りでなく猶進んで相手方の心の底に光つて居る尊いものを認めてゆくことが大切である。聖徳太子の十七憲法にも「人として尤も悪なるは鮮し、能く教ゆれば乃ち化す」と仰せられてある。どんな極悪非道の人でも、彼れの魂の底には必

らずや光つて居るものがある、それを掴んで之れを育成し之れを助長すれば必ずや良民に復歸することが出来るのである。岩村検事總長閣下は、刑務教誨司法保護事業研究所の所長として第一回養成員にかく語られた。

罪人をただの罪人としか見ることが出来ぬやうでは到底之に教誨し保護する資格などないといふべきである、悉有佛性である、だれでも悪くならうと思ふて居るのではない。たゞ善くならうにもなれないのである、罪人の中に佛性を見ることが出来よう。單に現象としての罪科に對して形式としての法律を適用してゐるならそれは木偶の棒でもやれることだ、そんなことで人を創り直せるものではない。(中略) いやしくも罪を犯せる人を扱ふほどのものは、人間の本質を愛する宗教心なくして、單に罪人には刑罰をといふ道德以下の世界に止まる限りは、遂に相手の魂を捉へ、彼れの智情意の全體的人格に働きかけ、これを本來の人間に立還らしめることは望めぬ、と。誠に味ふべき至言である。我等は對象者に接する場合常に自らを深く省みると同時にまた相手方の表面許りを見ずに、其の底に光つて居る尊い魂を認めて、その相手の内に溶け込んで共に泣き共に喜ぶ共感性が必要なのである。

保護従事者の身業説法

保護事業家が対象者に向ふと、直ぐに何か説論がましいお説教をせぬと使命が果されない様に思ふ癖がある。成程淳々と善惡理非を説いて訓戒することも必要であるが、然し大抵の対象者は犯罪に陥る迄には、親からも、兄弟からも、師友からも、先輩からも口が酸っぱくなる程説論され、耳にたこが出来る程聞かされてゐるのである。しかもそれに懲りず踏迷ふて遂に法律上の罪人となつたのである。それに對して單なる口先き説法では却々充分の効果は期待できるものではない。だから云ふて聞かせるよりやつて見せると云ふ心構へ即ち身を以て率ゆることが何よりも必要である。執務規範にも「自肅自戒以テ世人ノ師表タランコトヲ期スベシ」とあるが、世人の師表となると云ふ様な事は却々至難のことであるにしても、我々は常に修養に力め起居動作を通じて不斷に彼等に何物かを寄與すべく努力精進せねばならぬのである。私は此の事業に關係して約四十年近く、常に私の家庭に被保護者を引取つて世話をして來た。今も現に彼等と起臥を共にして居るのである。だから彼等を監督すると云ふよりもむしろ常に彼等から見張られて居ると云ふ譯なのである。かゝる

重責を負ひながら自らを省みると誠に恥づべき事のみであるが、たゞこゝに一つおこがましくも紹介したいものがある。それは私の禁煙物語りである。

大正七年夏の頃であつた。當時は兩全會の創始時代で私はこの事業を市ヶ谷刑務所の官舎で經營して居たが、時に市ヶ谷刑務所に拘禁中の女囚に千代と云ふ吉原に二度も身を沈めたと云ふしたゝか者が居た。たま／＼解放が間近くなつたが引取者が無いので私に保護を願出た。「先生今度は眞面目になつて新生涯に入りたいと思ひますからどうぞ先生の許で保護して下さい、御聞入下さいませすれば私は今度と云ふ今度は好きな煙草を斷つて更生々活に入ります」と其決意を述べたのである。聽て釋放日を待つて引取つて保護する事になつた。ところが神妙に禁煙を誓つて迄も更生しようとした千代が、出獄わづか三日といふに私に向つてきまりわるげに「先生煙草を斷つと申上げましたが、すみませんが煙草丈は吸はせて下さい、私は月にさつきの四十目袋が一つあればよいのです経済的にも別に問題ではありませんから」と申出で哀願するではないか。こゝで申さねばならぬいが、當時私は非常な愛煙家で煙管を手にするか然らざれば巻煙草を口にして居ると云ふ生活であ

つた。私はこの申出を聞いて痛く胸を打たれるものがあつた。といふのは私がボカ／＼吹かして居るから彼女の決意を翻へさせたに相違ない、自ら匡さずして他を匡さうとするのは無理である。罪は寧ろ私にあるのだと氣づいた。それから二ヶ月も経過して或夏の晩である、口の軽い千代は身體の調子が悪いので咳が出るから先生私やつぱり禁煙しようかと思ひますと、又ぞろ決意の仕直しを申出るのであつた。ウン。しかし千代さん本當かい？ 本當ですともと彼女は答へる。豫て何かの機會に禁煙したいと思つて居た矢先でもあつた私は、お千代さん、それが本當なら私も禁煙するよ、サア禁煙同盟だ、私の煙草も煙管も持つてこい、アンタのも出せと、家に在つた煙草のすべてを封して仕舞つて、サア禁煙だと誓つたのである。サテ調子に乗つて禁煙の宣言はしたものの長年染み付いた煙草の癖から脱する事は並大抵の苦勞ではなかつた。役所に居ても工場や監房を巡回して事務室に歸る、先づ一ぶくと煙草を手にして居たものが、先づ一ぶくがなくなると、何の爲めの休憩かと云ふ様なくあいで、その手持ち無沙汰は實に堪えがたいものがあつた。家に歸つても煙草が喫はれぬと、殆んど人生は煙りになつた様な氣がした。五日十日と續けて行くと晝間は立派に禁煙が守られても、夜は夢に幾度か煙草を手にしてオヤ、禁煙とあつたのにと夢に驚かされた事も屢次で

あつた。しかし若し私が彼女と誓つた禁煙を自分から破る様な事があつたら是迄彼に與へた教訓凡てがぜろになるのだと思へば是非是れ文は頑張るのだとあへぎ／＼と、この苦行を續けて行つたのである。是非一生此處に御厄介になりたいと云つて居た千代は、禁煙してから間もなく、或知る邊の許に身を寄せたいと云ふので、去るものは拒まず退會を許してやつた。後で判つたことだがその後時々訪づれて来る度にいつも子供を捉へて尋ねる事は「お父さん煙草を吸つてる？」といふことである。子供がイヤ吸つて居ないよ、と答へるので彼女も私の前では禁煙を持續して居る様に裝ふて居た。

約一年経過して千代は再び犯罪し入所して私の前に立つ事になつた。當り前なれば折角御厄介になりて再びこんなことになり面目次第ありませんと先づ詫ぶべきであるのに、彼女は、兩眼から熱い涙をぼた／＼と落して開口一番、先生申譯がありません私は先生と誓つた禁煙を破りましたと、さもこみ上げる良心の苛責に堪へ難く其處に泣き崩れたのであつた。私は、今日迄禁煙の爲めに辛ふじて苦戰を續けて來たが幸ひに千代の前に勝利者でありえたことは何よりの誇りだと微笑

したのであつた。

我々は到底神でも佛でもないのだから自ら省みて疾ましくない様な生活など所詮覺束ないのである。然しせめて世人から後ろ指をさされぬ丈に身を謹しむ事と、苟くも相手方から頼りない人だ、頼み甲斐のない人だと云ふ誹り文は免れたいものである。

司法保護の目標

従來の保護事業は、とかく再犯防遏といふやうな極めて消極的なところに重點を置いて仕事を進めて來たのであつたが、將來の保護事業にあつては、今一つ高度な目標を樹て、忠良なる臣民として大いに非常時局下の人的資源の要望に應へるべく育成して行くといふところへ進まねばならぬと思ふ。もちろん斯く云つたからとて、刑事政策的見地からしても再犯の防遏が大切な一目標であることに變りはない。しかし時代はそれだけにとどまることを許さなくなつたと云ふのである。

司法保護事業法に……本人が更ニ罪ヲ犯スノ危険ヲ防止シコレヲシテ進ンデ臣民ノ本分ヲ恪守セシム云々。また、執務軌範に……コレヲシテ常ニ忠良ナル臣民ノ道ヲ履マシムル云々。

と規定してあるのを見ると、この文面こそ聊か平凡のきらひはあるにしても非常に意味深重なるものあるを感知するのである。

かうして此の事業が消極から積極へ進展してきたこと、またせねばならぬといふことは、むろん時代の要求も大いに與つてはゐるが、今一つその大きな前提をなしたものととして思想犯保護觀察制度の運営が考へられねばならぬ。これが一般保護事業の精神を革新しその運営を積極化するためと與へた示唆は非常に大きなものであつた。

元來、保護事業なるものは、これを沿革的にみても刑務所から釋放される際に、歸るに家の無いものまた適確な寄るべの無いものを引取つて保護するといふことから始まつたものである。また保護の目標も再犯防遏といふところに重點を置いてゐたから、何はともあれ生業に従來してどうにか生計が立つといふことにさへなれば、之れで先づ保護の成果は收められたといふことになつてゐたのである。

處が昭和十一年に思想犯保護觀察法が施行せられることになつた。さて此處での對象者なるもの

は、今までの一般対象者とは相當調子が違つてゐる。例へば歸るに家なく、頼るに寄る邊なしといふやうなものは僅かに一二を以て數へるほどしか居らず、むしろ大多數が相當の家庭に起臥してゐるものであつた。また再犯の問題に就いても、彼等の多くはいづれも思想的に所謂轉向者又は準轉向者であつて、まづ再犯の危険のないものだつた。

かういふ事情であつてみれば、これを保護し指導すると云つてもさきに述べたやうな從來の保護の考へ方からすると、殆ど保護の圏内に入らないものだといふことになる。いはゞ舊觀念、舊目標だけでは、この新事態に處すべき指標としては不充分だと分つたのである。

そこで彼等思想犯を保護するといふことは、單に再犯を防止するといふだけの消極的なものではなくて、彼等の有つ才能をより良く活かし、所謂天下有用の材として積極的に大いに國家のため貢獻せしむることにせねばならぬといふことが、運営の實際を通じて認識されるやうになつたのである。

さて斯ういふ方針でこの制度が運営されるやうになると、今までやゝもすれば古い「保護」の觀念に囚はれ、その圏内へ入ることを喜ばなかつたやうな人までが、自ら進んで保護を願ひ出るやうに

さへなり一方彼等の才氣をそれぞれの方面に活かして大いに驥足を延ばさしめることにもなつた。

現に大陸方面では幾百人の轉向者がそれ／＼重要な地位を與へられて新東亞建設の大業に身を捧げてゐるし、又國內に於てもそれぞれにふさはしい部署を擔當して奉公のまことをぬきんでゐるといふ實情である。

従つてかういふ事實を、彼等対象者の後進者が目のあたりに見るることによつて、先輩が辿つてゐるいかにも明朗潑刺たる更生の姿に大いに發奮せしめられるといふ二重の成果が見られるのである。

翻つて、これまでの一般保護事業の傾向をみると、保護といふことが單に再犯防止といふ消極面にのみ止まり勝ちであつたから、どうかすると監督的に流れ対象者に一種の重壓を感じしめるばかりで心からなる信頼の念を起さしめることが薄いきらひがあつたし、また彼等保護者中の所謂「成功者」と云はれるものも、漸くそれが社會の生活水準に浮び上つたといふ程度のものであつて、實際は矢張り世に謂ふ前科者として蒼い顔をしながら一生を、大きな足音もたて得ぬ日蔭者で過すや

うな情況である。

一六

これは彼等の後進者が見ても、あゝ我々がいくら眞面目になつてもたかゞ知れたものだと思察し失望するだけで、一向發奮の機会を與へることはできないと云はねばならぬ。

この兩者の情勢を照合して見るも今後の保護事業がどの道を進むべきかは明かだと思ふ。私は明日の保護事業を單なる監督的立場から教育的立場へと推し進めねばならぬと考へる。再犯防止と云ふ消極的目標から、人的資源の要望に應へ國家に奉仕するといふ積極的目標に向つて保護の全體制を革ためねばならぬと思ふ。

保護の準備

保護委員が保護に着手するのは、規程の上では本人が釋放後に保護通知を受けてから開始する様になつて居るが、眞に其成果を収めようとすれば、實は保護準備としてもつと早くから着手配慮せられねばならぬのである。或保護委員講習會の席上で、保護は何時から開始すべき乎と云ふ問題が提起せられた、或人は私は私は毎朝手にする新聞の三面記事を見て、もし自分の擔當區のものの犯罪記

事があれば、それを切抜して活動の第一歩とすると答へた人がある、誠に聞くべき答と首肯した。かくの如く保護委員は常に敏感に、社會狀勢や、人々の動きに對して十分の注意を拂ふべきである。

ある家庭から不幸檢舉される様な不祥事件が惹起した場合は、其親なり妻子なりの不安と焦燥の程は實に察するに餘りあるものだ。家庭内に病人が出来た、死人が出来たと云ふ様な場合なれば、直ぐに近隣に急を訴へることも出来る。又隣佑も先きを争ふて駈け付けて應急の處置をして呉れるのが、特に我國に於ける隣佑相扶の美風となつてゐる。然し、犯罪の嫌疑を受けたとか、又警察に引張られたとか云ふ場合には、如何に厚顔でも仲々訴へて行かれるものでなく、隣人もまた出来る丈顔をそむけるのである。かゝる場合に保護委員が其家庭を訪ねてよき相談相手となり、善處すべき道を指導してやることは、實に地獄で佛と云つてよからう。然しこゝにも心すべきことは所謂「貰ひ下げ」運動がましきことは絶対に謹しむべきである。

猶また未決時代か、本人又其家族に保護の手が差し延べられることは本人をして眞に反省の域に導く成果もまた大きなものがある。

往年思想事件の高潮に達して居た時、獄内の被告が次から次へ轉向を聲明し、今日の轉向時代を現出したことも、保護事業家が救援の手を獄内被告に差延べたところに大きな原因があつた、然しこゝにもまた心すべきことは、苟くも「審理」を妨げ、累をそれに及ぼす様なことがあつては相成らぬ次第である。警察拘留中、未決拘留中の本人又は家族に對する保護行爲は、其效果頗る見るべきものもある、之れは恰かも正宗の名刀の如きものであつて用ゆる上に極めて慎重を期すべきであり、苟も所謂「貰ひ下げ屋」的行動は司法保護委員本來の任務ではなく、むしろ尊い職務に對する甚だしい冒瀆であると言つてよい。であるから検事局や裁判所で事件の取調中は、其の審理を妨げるが如きことは絶対に之を避けて、其の家族の保護に萬全を期し、審理の結果を俟つて、始めて本人に對する保護行爲を開始するといふのでなければならぬ。

家族保護

いよく刑が確定して受刑の身となると、本人は勿論其家庭は全く暗雲に閉されることになる。こゝに本人に對する保護と、その家族に對する保護とが並び行はれねばならぬ。

先づ家族保護に就て述べると、一家の支柱であるものが一朝拘禁の身となるとそれが爲め其家族は路頭に迷ひ、延ひては離散するの止むなきに至るものも尠くないのである、又よし其生活は辛ふじて支へて行くとしても世人から投げられる白眼視と、世間に對する氣兼ねと遠慮の嵐の中に立つ家族の悲痛の程は到底筆舌の及ばざるものがある。

父いづこ愛し我が子に問はるとき如何にこたへん妻のいとしき

囚はれの身の苦しさは堪へもせん留守もる妻がなげき憶へば

かゝる境地に悶々として居る人々に暖かい手を延べて其生活を援護し、其家庭を護持する事は、一は本人をして改過遷善せしむる契機となり、一は我國の家族制度の美風を維持する上に多大の効果をもたらすのである。

在所者への保護

保護委員は其擔當區域内のものにて在所者ある場合は書信を以て之を慰撫激勵するか、又は時に刑務所を訪問して本人に直接會つて改心を促し釋放後の聯絡をなすことが必要である。猶刑務所を

訪問する場合には刑務官吏特に教誨師に會つて、本人の性行、改悔の状況、釋放後の志望等出来る
 丈詳細に聞き取つて保護準備に資せねばならぬのである。

又受刑者の多くは親屬又は舊知から疎外され、或は廢嫡、離縁、絶交等を強要せらるゝものも尠
 なくない。故に保護委員は此間に立つて融和の道を講じてやる事が極めて重要である。

或地方で従來の所謂間接保護に従事して居た篤志家から聴取した佳話がある、それは其郡内のも
 ので拘禁の身となつて居るものを持々刑務所に訪問に行くのである、其時には前以て自轉車を馳せ
 て、それぐの家族を訪づれて先づ其安否を確かめ、收獲時であれば本年の出来ばえはどうだと聞
 いて歩く、然かしてそれを土産に獄中に訪問に行く、本人に面會すると頃日お前の家庭を訪づれ
 た、皆な丈夫であつた、本年の秋作は先づ豊年作だ、お前の家内も眞黒になつて働いて居るぞ、お
 前も眞妙に服役して心から更生して出所するのだと慰撫激勵を加へるといふやり方である。簡明な
 對話だが皆な心から好意を謝し發奮するものが多い、然かして又その家族を訪ふて、本人が無事で
 あることを通してやる。かくして所内で本人と因縁を結び猶其家族と接近して置くこと出所後其處に
 斷つべからざる絆が出来て保護の成果を擧げる上にも誠に好都合であると云ふ。是は極めて素朴な

行き方であるが、其處には至誠の溢れるものがあるので、道に當るものは須らく學ぶべき事例だと
 思ふ。之に反して何等の工夫なしに單にお義理半分に在所者を訪問して、所謂お説教式の訓戒を與
 えるものがありせば、それは相手方に反感こそ抱かせやうが何等の成果も收め得られぬのであ
 る。

釋放時の保護

在所者が満期になつて出所する場合に、最も氣懸りになり、又不安を感じることは家族のものや、
 世人が自分を如何に迎えるか、如何なる目で見るかと云ふ點である。かゝる場合に暖かい手が差し
 延べられることは彼等をして眞に更生々活に第一步を力強く踏み出させることになるのである。

某刑務所で、女囚が明日釋放だと云ふその夜に監房で縊死したと云ふ事例がある、これから暗い
 獄中の生活に入るのであれば其前途を悲觀して思い詰まると云ふこともあるが、いよく明日は廣
 い自由の天地に解放されると云ふのに、何を惱み何を苦しんだかと思はれるが、此處に幽囚者の心
 裡が偲ばれるのである、獄中に居ると右を見ても左を見ても同病者であり、同舟者であるので或る

落付があるが、さていよく自由の天地に身を寄せることになる、忽ち焦燥と不安に襲はれて思ひ詰まつて来るのである。

今一つ釋放者と引取人の有無と云ふことに付て實例を述べると、私が勤務した某刑務所で明日の釋放者を三名引出してそれ／＼所持品を調べさせた、内二人はそれ／＼親屬から差入の時衣があつたが、其一人は出迎へると云ふ便りもなく、又差入の衣類もなかつた。それで此男は一日千秋と待ち焦がれた釋放日が、いよく／＼到來したにも關はらず、急に暗くなつて、其夜は煩悶轉々してまじりともせなんだ。

處がいよく夜が明けてサア釋放だと引出された、すると其朝出迎に來た母から新調の衣類が差入れられてあつた、掛りの役人から、何番、そら差入だと衣類をつき付けられたら、彼れは突拍子もない聲で、「わたし改心します」と如何にも深刻な叫びを擧げたのである、それは其前晩色々考へて、かく迄見放されては毒皿主義だと或は自暴自棄の心にもなり、或は本心にも立ち歸りつゝ往きつ戻りつして居た處に、温かい手が差し延べられたものだから、一轉甦更へらさせられて「改心します」と決意を語つたのである。此處にも釋放者にとつて引取の有無が如何に重大な關心事である

かが實證されるのである。かゝる意味から釋放時には成るべく其親屬知人の出迎ひ、又は遠隔の地なれば、時衣、旅費等の差入をして温かく引取るといふことが必要である。そのためには保護委員は在所者と家族との間に立つて感情の融和を圖り、釋放の際には進んで本人を引受けしめ、その保護に當らしむるやう工作すべきである。

釋放後の輔導方法

如上述べた様に、保護者と被保護者とは在所中から結び付きが出來て居れば、釋放後は凡てが圓滑に運ばれるのである。然るに保護通知に接してから始めて保護委員が保護に着手する場合には、如何にして會見すべき乎、如何にして結び付くべき乎と云ふ問題が其處に起こるのである、こゝにも考究すべき數々がある。先づ一番無難で手輕な方法は、取り敢えず親展書で何日何時と日時を期して招致することも一方法である。これは一面には都會地の釋放者は住所を轉々するのが常であるから、保護通知の住所に果して居住するや否やを確かめる偵察ともなるのである。幸ひに訪ねて來て呉れれば其處に緒が得られるわけだ。然かし一片の便り位では却々應じないものが多いのであ

る。そこで勢ひ第二段の構へとして此方から訪問して觀察輔導をする事になるのである。特にこの最初の訪問は出来る丈迅速に運ばたいのである。就中起訴猶豫者、執行猶豫者、假出獄者は感激の熱りの醒めぬ間に保護の手を差し延べることが最も効果的である。處が此の訪問と云ふ事は、其處に相當の工夫と工作とが必要である、先づ心すべき事は名譽の保持と云ふことである、特に起訴猶豫、執行猶豫と云ふ處分は相手方をして前科の烙印から逃れしむる愛の法律である。然るに保護者の不用意から苟くも對象者をして世人から前科者扱ひを受けしむる様なことがあつてはならぬのである。

對象者訪問の心構

對象者を訪問する場合に、先づ第一に心掛くべきことは、相手方の凡ては殆んど例外なしに自分の身上關係を、わが子にさへ秘して居る、況んや同居人や近隣の人々には體面を装ふために一方ならぬ苦慮をして居ると云ふのが常である、この秘密の鐵條網を乗り越えて訪問するには當然相當の工夫が必要なのである。

殊に都會の密集地帯ではその出入りはもとより、質問應答の一言一句にも細心の注意を配らねばならぬ。

これは最近の實話だが、東京の或區の保護委員が對象者を訪ねた、ところが相手は間借りをしてゐて、しかも生憎外出して留守であつた。そこで其家主さんに来意を告げねばならぬ破目になつた。思慮深いその委員は、家主に向ひ私は何町の何某と云ふ藥屋の主人であるが、お宅の××さんとは同郷の關係で今日は仕事のことについて訪ねて來たと傳言してほしい、と言ひ残して歸つた。次に本人と會つたとき、この間君の留守に家主に向つて君と私との關係を同郷のものゝ様に話しておいたからそのつもりで呉れと告げたので、その一言で相手は心から感激したとの事である。

さていよいよ相手方に會見して色々身上關係を聞取する場合は、これ亦そこに相當の心構が必要である。百數十版を重ねた有名な「小島の春」に小川正子女史が、病家を訪づれる時の氣持を「問ひ難き問、答へ難き答」と云つて表現してゐるが、我々が對象者に初對面の時、如何にして切り出すべき乎、又相手方は如何に答ふべき乎には相互に相當の苦衷が感じられるのである。故にこれ亦

何處迄も満幅の同情の下に運ばれねばならぬ。

然かして相手方がよし真相を語らぬ場合でも徒らにそれを糺明する様な口調や態度を示してはならぬ、何事も一應は領承して、他の角度から調査の歩を進むべきである。

此頃耳にしたことであるが、某地で、被保護者か保護委員からいろ／＼と昔の古創を抉られて、警察の調べを蒸し返へされたと憤懣を訴へたことを聞いた、これ等は誠に心すべきことである。

また爾後訪問を重ねる場合にも本人は無論、家族に對しても所謂重壓を感じしむる様な事があつてはならぬ。もし子供でもある場合にはよいおちさんとして嬉々として迎えられる様にならねば所期の目的は達せられぬのである。

人格の陶冶

従來叙述して來た事は、主として保護委員の心構であつた。處で斯業に従事するものゝ對象者に對する輔導に於て其の中核をなすものは人格の陶冶と生活の安定である。この詳細に互つては更に稿を改むることゝして今は其の梗概に就て述べて置きたい。

先づ犯罪人は如何なる性行性癖を有するか、伊太利のロンプロゾーと云ふ學者は、先天的に犯罪人定型があると唱導したが、之れが眞否の研究は學者に譲つて、我等斯業に従事するものは犯罪人も常人と異なる處はないと云ふ信念で進むべきである。若し異なつた性情や容貌がありとせば、それは畢竟生育關係や、境遇が齎らした處と思料すべきであらう。我々が對象者に接する場合に、當初から悪人であり、恐ろしい人間であり、油斷のならぬ人間であると極めてかゝることは最も心すべきことである。然し彼等は多くの敗殘者に共通する悪い習性の數々を具備して居るから、其の點は一應研究し、又心構も持たねば所謂應病與藥的の保護輔導は六ヶ敷いのである。

先づその通有性と指導方法を列擧すれば、彼等は頗る利己的であり個人主義の塊である。だから之を陶冶するには須らく犧牲的、奉公的精神の涵養に勉めねばならぬ。次に彼等は非常に依頼心が強い。所謂負ふと云へば抱かれようとする人である。従つて之を輔導するには極めて自主獨立の念を喚起せしめ、獨立獨行せしむることが必要であつて彼等に對して同情の安賣は極めて禁物である。次に猜疑心が深い、これは兎角に弱者の立場に置かれたものに共通の性情であるが彼等も亦其範疇を出でぬものである。これに對しては極めて明朗潤達の性情を涵養せしむべきである。次に怠

情心、何事にも所謂ものぐさの性格である、之れには十分と勤勉力行自主發奮の性格を賦與せねばならぬ、次には自制心が乏しい、多くの対象者は他人に雇はれて二日三日は評判がよいが、それが兎角豹變して三日坊主になり易いのである。だから堅忍持久の精神を十分鍛錬せねばならぬ。又兎角に虚榮心が強い、どこ迄も質實剛健の氣風を把持せしめねばならぬ。

尙ほ保護輔導は單に本人に對する如上の注意のみならず、其の環境即ち家庭交友の關係等に十分の配慮を怠つてならぬ。特に不良交際、又は共犯關係等は絶対に之を遮斷すべきものである。

生活の安定

対象者の保護輔導は其の性格を陶冶し、其の性行を矯正することに重點を置くべきであるが、然し眞正面より之に當ることは仲々六ヶ敷いのである、故に先づ生活の方法を講じ、其の生活を通じて精神的方面の輔導をなす事が必要である。彼等の多くは恒産を持たぬ、故に先づ適應せる職業を斡旋し、又は生業資金の貸與又は給與、或は販賣路の開拓に關する援護等に依つて、其の生活を安定せしむることが急務である。尤も対象者の就職問題に就ては、或は性格的に或は技能上に或は身

分關係等に於て幾多の支障と難關があるのであつて、之れに對しては輔導又は授産機關の特殊施設が緊急要望されるのであるが、一面また集團生活には勢ひ様々の弊害が伴ひ易いものであるから、理想的には個々の人々を個々の場所で、最も理解ある人の下に就職せしむるに越したことはない。それには所謂世故に通じ、世間の廣い保護委員諸氏の同情と理解ある斡旋と指導に俟つ外はないのである。

被保護者の聲

已上心付の儘を數項目に分けて點描したのである、左に被保護者の聲を紹介して聊か私の所説を裏書きし、補足させて頂きたいと思ふ。

東京刑事裁判所の思想検事平野利氏が先年司法研究に司法保護事業を主題として調査研究を遂げられ、「司法保護事業に就て」といふ報告を提出された。其の冊子に「司法保護事業の現状に對する所感」といふ一節がある、そのうちで間接保護に對する被保護者側よりの感謝と不満を述べた件々を擧げると左の如くである。

不。滿。の。も。の。

三〇

- (1) 訪問の度敷少なきを遺憾とす。
 - (2) 家庭に保護委員來りて來客あるに拘はらず公然と大聲にて、其の後の事情を聴き訓諭したる事に對し憤慨す。
 - (3) 保護期間一回も訪問を受けたる事なし。
 - (4) 仕事の紹介もせず不親切にして重ねて世話になりたくなし。
 - (5) 被保護者の身の上殊に前科に關することは一切秘密にせられたし、輕卒に之を他に口外せらるゝ事は甚だ不滿なり。
- 感。謝。の。も。の。
- (1) 保護會役員の熱心なる同情に依り借家して疊屋を開業して得意先も増し相當の收入を得自活するに至つた事を深く感謝す。
 - (2) 不仲なる實兄との間の融和を計り下された事を感謝す。
 - (3) 融和を計つて戴き父が速に引取りに來て呉れた事を感謝す。
 - (4) 歸住後遠路度々來訪され親切に指導を受けた事を有難く想ふ。

結 語

- (5) 自分の受刑中父を親切に世話して呉れた事を感謝す。
- (6) 自分の受刑中保護會が妻子の世話をし、電燈料を拂つて居て呉れた事を感謝す。

さて此の事業は實はやれば大いにやり甲斐のある仕事だと推奨したのであるが、事實は却々勞苦した割合に其の成績を収めることの六ヶ敷い事業である。然し犯罪者一人を更生させる事は、其の一門一族を明朗にさせ延いては明朗國家を建設することになるのである。一人の犯罪者があれば其の一門一族は如何計り世間を狭くし、人生を暗くして居るか分らぬ。其の反對に一人が救はれ、又一人が明朗な生活に這入れば、其の一門一族はもとより、更に國家全體を明朗にすることになるのである。私が市ヶ谷在職中思想犯の某が可なり長く頑張つて親兄弟に心配させて居たが、それが漸く轉向を聲明したので、直ぐに親許へ其の旨を通じてやつたら、其の母親から直ぐに釘折れ文字で禮狀が來た。

先生私は生涯にこんな喜びに充たされたことはありません、餘りうれしいので思はず座敷中を

飛び廻りました。やつと本心に立ち歸つて、佛前に御燈明を上げ、靜かにお禮の御念佛を申しました云々。

と。言葉は極めて簡單であるが如何にも其の眞情の流露して居る事をまざくと感得したことであつた。又私が市ヶ谷在職中に味はつたことであるが、多くの死刑囚の教誨に當つたが、宗教的教養のない初犯囚などよりは、かういふ極悪非道と言はれた累犯囚の内に却つて徹底した大懺悔をしたものが數々あつたことです。元來彼等は、刑務所に入つて、教誨堂で佛像を拜み、教誨師から教誨を聞かされながら、それが馬耳東風であり、鑊に釘であつたから再犯に再犯を累ねることになつたに違ひない。然しいよ／＼極刑に處せられて自己を凝視する時になると、豫て御縁を結び嘗て薰習された佛種が芽生え、佛縁が其處に顯現して尊い成果を收める様になつたのだと思ふ。此れはやゝ極端な事例ではあるが、保護従事者の彼等に對する至誠と熱情をこめた様々の保護行爲も或は一旦は徒勞となるかも知れない。然し一たび播かれた尊い種は必らずや何れの時にか華を開かせ實を結ばすにはおかぬのである。徒らに効果を右から左に收めることにのみ汲々とせず、知己を千載に求めるの心構へが必要であることを特に強調して置きたい。(終)

昭和一五、一一、



昭和十六年一月七日印刷
昭和十六年二月十一日發行

(非賣品)

著作發行人

東京市麹町區三番町七番地十二

一

印刷人

東京市芝區新橋五丁目廿六番地

郎

印刷所

東京市芝區新橋五丁目廿六番地

所

不許複製

發行所

財團 司法保護協會

東京市麹町區三番町七番地十二
電話九段(三)二四六二・三七〇三
三七〇四番

